

鳥栖・三養基地区消防事務組合

令和 5 年 8 月組合議会定例会 会議録

令和 5 年 8 月 2 3 日

1 出席議員氏名

松隈 清之 大川 隆城 森山 林 尼寺 省悟 江副 康成
西依 義規 重松 一徳 大久保 由美子 岡 広明 宮原 宏典
吉富 隆

2 欠席議員氏名

松信 彰文

3 議会録署名議員

森山 林 宮原 宏典

4 地方自治法第121条による説明員氏名

管理者	向門 慶人	副管理者	岡 毅
副管理者	松田 一也		
消防長	下田 辰也	次長	森園 省三
次長兼鳥栖消防署長	船津 直樹	次長兼警防課長	松永 康輝
総務課長	西山 伸一	情報指令課長	井上 耕一
予防課長	永田 文隆	西消防署長	藤光 敏文
総務課参事	大寫 邦彦	総務課長補佐	牛嶋 崇宏
総務係長	園木 勝彦	財政係長	黒田 聡

5 議会事務局員氏名

総務係主任 中島 昌章

6 議事日程

日程第 1 会期決定
日程第 2 議会録署名議員の指名
日程第 3 副議長の選挙
日程第 4 経過報告
日程第 5 管理者提案理由説明
日程第 6 鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員の選任について
日程第 7 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について
日程第 8 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 9 鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
日程第10 令和5年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第1号）
日程第11 令和4年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定について
日程第12 繰越明許費繰越計算書について

日程第13 鳥栖・三養基地区消防事務組合議会の個人情報の保護に関する
条例の制定について

日程第14 鳥栖・三養基地区消防事務組合情報公開・個人情報保護審査会
設置条例の一部を改正する条例

7 議会に付した案件

議事日程のとおり

8 議会の経過

開会 10時00分から10時58分

(松隈議長)

本日、鳥栖・三養基地区消防事務組合 告示第5号におきまして、組合議会定例会が招集されました。

ただ今、出席人員11人、よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。
これより令和5年8月 組合議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

日程にはいります前に、新しく組合議員になられました方を私から紹介させていただきます。

基山町から令和5年5月10日付けで選出されました、重松一徳議員、大久保由美子議員順次御挨拶をお願いします。

(重松議員)

おはようございます。

只今、紹介いただきました、基山町議会議長をしています重松と申します。

しっかりと職責を果たしてまいりたいと思いますので、今後ともご指導よろしくお願い致します。

(大久保議員)

改めまして皆様こんにちは。

只今、松隈議長よりご紹介いただきました、基山町議会議員の大久保由美子でございます。

今回初めて組合議員ということで選出して頂きましたので、この先、今年度しっかり職務を遂行していきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い致します。

(松隈議長)

ありがとうございました。

以上をもちまして、新しく組合議員に就任された方の紹介を終わらせていただきます。

(松隈議長)

日程第1 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(一同)

異議なし

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、会議規則第94条の規定により、議長において森山林議員並びに宮原宏典議員を指名いたします。

日程第3 副議長の選挙を行います。

これは岡広明議員の副議長としての職の辞職願いを、令和5年7月14日付けで許可したことにより現在不在となっておりますので、副議長の選挙を宣告いたします。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選により行ないたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(一同)

異議なし

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

それでは、指名推薦をお願いします。

(重松議員)

議長

(松隈議長)

重松議員

(重松議員)

副議長の選挙につきましては、只今、指名推選ということでございますので、推薦したいと思います。

本日までの組合議会の副議長は、発足当時より三養基郡の議長会会長が就任されているとお聞きいたしております。

今回におきましても、三養基郡の議長会会長に就任されております、上峰町の大川隆城議員を副議長に推薦したいと思います。よろしく願いいたします。

(松隈議長)

只今、重松議員から大川隆城議員を副議長にとの推薦がございましたが、これに御異議ありませんでしょうか。

(一同)

異議なし

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって、大川隆城議員を副議長の当選人と定めます。

副議長に当選されました大川隆城議員がおられますので、告知いたします。

それでは、副議長の当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

(大川副議長)

みなさん、おはようございます。ただいま副議長に選出をしていただきました、上峰町議会議長の大川隆城でございます。

もとより浅学菲才の身ではございますけれども、誠心誠意、職務を遂行してまいりたいと思います。議員各位のご協力を頂きまして、お願い致しまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。

(松隈議長)

ありがとうございました。

日程第4 経過報告でございますが、お手元に報告書を配布いたしておりますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第5 管理者提案理由の説明を求めます。

(向門管理者)

議長

(松隈議長)

向門管理者

(向門管理者)

みなさんおはようございます。向門でございます、どうぞよろしくお願い致します。

本日、ここに令和5年8月組合議会定例会を招集いたしまして、提案しております議案について概要を説明し、ご審議をお願いすることといたしました。

提案いたしました議案のうち、議案第7号 監査委員の選任について申し上げます。

これは、監査委員が任期満了となり現在不在となっておりますので、選任をお願いするものでございます。

次に、議案第8号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について申し上げます。

佐賀県市町総合事務組合の「共同処理する事務と組合市町の数」を増加するため、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第9号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置付けが改められたことに伴い改正するものでございます。

次に、議案第10号 鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の改正等に伴い、改正するものでございます。

次に、議案第11号 令和5年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正予算につきましては、既決の予算に歳入・歳出それぞれ1,971万6千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を16億1,788万円といたします。

歳入面では、繰越金、諸収入を増額いたしております。

歳出面では、総務費において給料等を減額する一方、報償費を追加するとともに、財政調整基金に862万2千円、消防施設等整備基金に637万3千円を積み立てること

といたしました。

また、公債費については、償還額の確定に伴い所要の額を補正いたしております。

次に、議案第12号 令和4年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金、繰入金、組合債が事業の繰越による減額に伴い、歳入総額17億578万6,390円となっており、前年度比は12.21%の増でございます。

歳出につきましては、経常的な支出のほか、消防費の事業繰越に伴い歳出総額16億8,854万2,559円となっており、前年度比は12.29%の増でございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが何とぞよろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

(松隈議長)

はい。

日程第6 議案第7号 鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員の選任について議題いたします。

地方自治法第117条の規定により、重松議員の退席を求めます。

(重松議員退室)

(松隈議長)

提案理由の詳細説明を求めます。

(向門管理者)

はい、議長。

(松隈議長)

向門管理者

(向門管理者)

鳥栖・三養基地区消防事務組合 監査委員の選任について、ご説明を申し上げます。

①の議案書の1ページをお願いいたします。

本組合の監査委員のうち組合議員の監査委員につきましては、基山町の重松一徳監査委員でありましたが、令和5年4月26日付けをもちまして任期が満了となり、現在不在となっております。

監査委員につきましては、本組合同規約第12条第2項の規定により、管理者が組合議員の同意を得て選任することとなっておりますので、組合議員のうちから基山町の重松一徳氏を改めて選任いたしたく、同意を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

提案理由の詳細説明が終わりました。これより議案第7号の質疑を行います。

(一同)

なし

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第7号 鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員の選任については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(一同)

異議なし

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号 鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

重松議員の除斥を解きます。

(重松議員入室)

(松隈議長)

監査委員になりました重松一徳監査委員、ご挨拶をお願いいたします。

(重松議員)

はい。

ただいまみなさまのご同意を得て、監査委員になりました重松一徳でございます。皆様方のご指導とご協力を得ながら、職務を全うしてまいりたいと思いますのでご協力をよろしくお願い申し上げます。

(松隈議長)

ありがとうございました。

監査委員となりました重松一徳様におかれましては、今後ともご指導ご協力よろしくお願い致します。

(松隈議長)

日程第7 議案第8号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(西山総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山総務課長

(西山総務課長)

皆様おはようございます。総務課長の西山でございます。

議案第8号佐賀県市町総合事務組合規約の変更について、ご説明いたします。

① 議案書の2ページ及び④議案参考資料の1ページの新旧対照表をお願いいたします。

佐賀県市町総合事務組合が共同処理する退職手当の支給に関する事務について、令和6

年 4 月 1 日付けで佐賀県東部環境施設組合が加入することに伴い、佐賀県市町総合事務組合の規約の変更が必要となるものでございます。

地方自治法では一部事務組合を組織する地方公共団体の数を増減し、若しくは共同処理する事務を変更し又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定めると規定されており、その協議については同法の規定により関係地方公共団体の議会の議決を経ることとなっておりますので、ご審議をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきますが、何卒、よろしく、ご審議賜りますよう、よろしくお願い致します。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。

これより議案第8号の質疑を行います。

(松隈議長)

ございませんか。

(一同)

なし

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第8号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(一同)

異議なし

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第8号佐賀県市町総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決しました。

日程第8 議案第9号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(西山総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山総務課長

(西山総務課長)

議案第9号鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

① 議案書の3ページ及び④議案参考資料の2ページの新旧対照表をお願い致します。

令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置付けが「指定感染症」から「5類感染症」に変更されたことから、防疫等作業手当の特例措置を廃止していたため、今回、規定を整理するものでございます。

なお、この条例の施行につきましては、公布の日からといたしております。

以上、説明とさせていただきますが、何卒、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。

これより議案第9号の質疑を行います。

(大久保議員)

はい、議長

(松隈議長)

大久保議員

(大久保議員)

はい、座ったままよろしいですか。第9号についてお尋ねいたします。この改正は、あくまでも条例の一部改正ということになっておりますけども、実際はまだコロナの感染者の搬送もあっていると思います。特に佐賀県は多かったと、全国的にもまだまだ多い状況にありますから、それです、出動される場合の救急搬送体制はですね、まず改正はされたとしても、どのような状況になっているのかをお尋ねいたします。

(松隈議長)

特に、体制というと、どういう。

(大久保議員)

改正によって特殊勤務手当等の支給はなくなりますけれども、出動される救急の体制はですよ、まだコロナの感染症もあつてますので、例えば、5類感染症のコロナ患者の救急搬送の留意点としてですね、ちょっと長くなって申し訳ありません。

新型コロナ患者の救急搬送体制を維持するため、救急搬送隊員にも、医療機関と同等の感染症対策が不可欠であることから、引き続き、国による感染症、感染防護服等の購入や感染症廃棄物処理等に関する経費の財政措置を講じるということも出ておりますので、この組合ではどういう対応をされた、実働としてはどういう対応されてるかお尋ねいたします。

(松永次長兼警防課長)

はい、議長

(松隈議長)

松永次長

(松永次長兼警防課長)

大久保議員のご質問にお答えします。議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症につきましては2類から5類へと移行された所ではございますが、本組合の救急出動時における感

染防止対策は、これまでのようにすべての出動において感染防止衣、サージカルマスク、手袋、ゴーグルを着装・装備したうえでの出動体制を維持しており、今後も一定の期間継続し、隊員の感染防止に努めてまいりたいと考えておるところでございます。なお、感染者や感染疑いの傷病者搬送後は病院到着後に、その他については帰署後に毎回、救急車の消毒を実施しているところでございます。以上お答えとさせていただきます。

(大久保議員)
議長

(松隈議長)
はい、大久保議員

(大久保議員)
ぜひ引き続きですね患者さんもさることながら、職員の、その健康管理もよろしく願いいたします。
以上です。

(松隈議長)
他にございますか。

(一同)
なし

質疑を終わります。
本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。
議案第9号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(一同)
異議なし

(松隈議長)
御異議なしと認めます。
よって、議案第9号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり決しました。
日程第9 議案第10号 鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提案理由の詳細説明を求めます。

(永田予防課長)
はい、議長

(松隈議長)
永田予防課長

(永田予防課長)

おはようございます。予防課長の永田でございます。

議案第10号 鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

①議案書の4ページから8ページ及び④議案参考資料3ページから12ページの新旧対照表をお願いいたします。

改正につきましては、「消防法施行規則及び対象火気設備の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」に準じて条例を見直すものでございます。

最初に、新旧対照表3ページ、急速充電設備の基準の改正内容について説明いたします。

現行では、全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除いたものを急速充電設備として規制しておりますが、高出力化へのニーズを受け、上限の200kWを撤廃し、全出力が20kWを超えるものを急速充電設備の規制対象とし、その他に急速充電設備はコネクタ型であることの明確化や分離型の急速充電設備への対応など、所要の改正を行うものです。

次に、新旧対照表6ページ、蓄電池設備の基準の見直しについて説明いたします。

今回の改正で単位のアンペアアワー・セルを蓄電池容量のキロワット時に改め、10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下で、出火防止措置が講じられたものも規制の対象外とし、種別や安全性に応じた出火防止措置を定め、屋外に設ける蓄電池設備は建物から3mの離隔距離を設けるなど、所要の改正を行うものです。

次に、新旧対照表7ページ、喫煙等について説明します。

平成30年7月に健康増進法が改正され、特定の施設に設置する喫煙所には喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要とされていますが、健康増進法に規定する「喫煙専用室」標識が設置されている場合は「喫煙所」と表示した標識を設置しなくていいこととするなど、所要の改正を行うものです。

次に、新旧対照表11ページ別表第3、固体燃料を使用する火気設備等の基準の見直しについて説明いたします。

現行の消防法令において、薪や木炭などの固体燃料を使用する対象火気設備等を設置する際は、壁や周辺の可燃物等からの出火を防ぐ目的で、建築物等との間に火災予防上安全な距離、離隔距離を保つことを求めており、現在、炭火焼き器については、炉等の離隔距離が適用され周囲に2から3mを確保する必要がありますが、炭火焼き器については防火上の安全措置が講じられたものもあることから、離隔距離を0.5mから1mとする基準を新たに設けるものです。

なお、施行日につきましては、急速充電設備に関する改正規定は令和5年10月1日、蓄電池設備及び固体燃料を用いた火気設備の離隔距離に関する改正規定は令和6年1月1日、その他、喫煙等に関する規定などは公布の日から施行することとしています。

また、経過措置としまして、この一部条例の施行に際し現に設置され、又は工事されている急速充電設備、燃料電池発電設備等の位置、構造及び管理に関する基準等に適合しない場合などは、従前の規定によること又は適用しないものとしています。

以上、説明とさせていただきますが、何卒、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。

これより議案第10号の質疑を行います。

ございませんか。

(一同)

なし

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第10号 鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(一同)

異議なし

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第10号 鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決しました。

日程第10 議案第11号 令和5年度 鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(西山総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山総務課長

(西山総務課長)

議案第11号 令和5年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算について、ご説明いたします。

別冊②の資料、令和5年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算の1ページをお願いいたします。

今回の補正でございますが、既決の予算の総額に歳入・歳出それぞれ1千971万6千円を追加、歳入・歳出予算の総額を歳入・歳出それぞれ16億1千788万円としております。

それでは詳細について、事項別にご説明いたしますので8ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、款6の繰越金は科目設定をしておりましたが令和4年度からの繰越金を増額し、補正後の額を1千724万3千円といたしております。

次に、款7諸収入 項2 高速自動車国道救急業務支弁金でございますが、本年度の支弁金が確定致しましたので207万4千円を増額し、補正後の額を604万8千円といたしております。

また、項3雑入でございますが、コミュニティ助成金として40万円を追加し、補正後の額を1千646万6千円としております。

これは、後ほど歳出においてご説明いたしますが、一般財団法人自治総合センターからの助成金で、幼年消防用の鼓笛隊セットを購入する予定としております。

9ページをお願いいたします。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

款2総務費の項1総務管理費、目1の一般管理費でございますが848万6千円を増額し、補正後の額を15億196万5千円といたしております。

内訳でございますが、節2の給料で496万5千円の減額、節3の職員手当等は97万9千円の減額、節4の共済費で96万円5千円の減額、これは、本年度予定しておりました再任用職員2

名の採用が無かった事に伴うものでございます。

節7報償費の増額40万円でございますが、先程、歳入で説明いたしましたコミュニティ助成事業を活用し、幼年消防用の鼓笛隊セットを購入し交付するためでございます。

節24積立金につきましては、繰越金の確定に伴う財政調整基金への積立てを862万2千円、消防施設等整備基金への積立を637万3千円、合計1千499万5千円といたしております。

款4の公債費でございますが、令和4年度に実施いたしました各事業について、起債に係る償還額が確定しましたので、元金で1千103万5千円、利子で19万5千円を追加し、補正後の額を9千120万円といたしております。

以上、説明とさせていただきますが、何卒、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。これより議案第11号の質疑を行います。

(松隈議長)

ございませんか。

(一同)

なし

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第11号 令和5年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算(第1号)については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(一同)

異議なし

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第11号 令和5年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算(第1号)については、原案のとおり決しました。

日程第11 議案第12号 令和4年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(西山総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山総務課長

(西山総務課長)

議案第12号 令和4年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算について、ご説明いたします。

別冊③の資料、歳入歳出決算書の3ページをお願いいたします。

各項目の詳細につきましては、後ほど、事項別にご説明いたしますので合計額のみ報告させていただきます。

歳入の合計は17億578万6千390円、続きまして歳出の合計は16億8千854万2千559円で歳入歳出差引額1千724万3千831円でございます。

それでは事項別明細書で内訳をご説明いたしますので、14ページ、15ページをお願いいたします。

15ページの歳入の収入済額をご確認ください。

歳入でございますが、款1分担金及び負担金で15億1千680万6千円を収入しており、詳細につきましては備考欄に記載のとおりです。

款2使用料及び手数料で422万6千565円を収入しております。内訳でございますが、項1の使用料で18万8千965円、項2の手数料で403万7千600円を収入しており、詳細につきましては備考欄に記載のとおりです。

款3国庫支出金については、収入はございません。

款5財産収入134万5千604円、項1財産運用収入119万4千904円は各基金の預金利子でございます。項2財産売払い収入15万700円は、高規格救急自動車などを廃金属として売払いをした収入でございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

款6の寄附金10万円は、管内の住民から救急業務に対するお礼として寄付を頂いております。

款7の繰入金6千71万9千783円ですが、目2退職手当基金繰入金4千400万円は、退職者4名分の退職金について基金の一部を充当いたしました。目3消防施設等整備基金繰入金1千671万9千783円は備考欄に記載しております各事業に充当いたしております。

款8繰越金は1千633万1千586円でございます。

款9諸収入で1千565万6千852円を収入しております。内訳でございますが、項1預金利子で4千127円、項2高速自動車国道救急業務支弁金で433万4千940円

18ページ、19ページをお願いいたします。

項3雑入で1千131万7千785円となっており、詳細につきましては備考欄に記載のとおりです。

款10組合債ですが、備考欄に記載の各事業として合計9千60万円を起債しております。

一番下の欄になりますが、歳入合計予算現額18億6千233万3千円に対し、収入済額は17億578万6千390円となっております。

差額の約1億5千万円につきましては、救助工作車の購入費用を令和5年度に繰越したため、財源としていた国庫支出金、繰入金及び起債が無かった事によるものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

続きまして歳出でございますが、不用額につきましては節の主なものについてご説明いたします。

款1議会費で34万7千738円を支出しており、節1報酬で22万4千498円、節8旅費で11万7千円、節10需用費で6千240円となっております。

続きまして款2総務費で15億5千873万7千426円を支出し、不用額は906万8千574円でございます。

項1総務管理費、目1一般管理費の内訳ですが、節1報酬で会計年度任用職員報酬など563万5千880円、節2給料で5億4千878万6千740円、節3職員手当等で5億2千872万6千475円を支出しております。

職員手当等につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修会や講習会が、WEB開催になったことによる時間外手当の減額、また、職員の休暇等の取得により休日勤務手当が減額になったため不用額が多くなったところでございます。

節4共済費で1億9千883万5千983円、節7報償費で5万9千30円、節8旅費で372万8千220円を支出しております。

22ページ、23ページをお願いいたします。

節9交際費で5万270円、節10需用費で5千77万1千218円を支出しておりますが、消耗品費、修繕料等の支出減などにより不用額が多くなったところでございます。

節11役務費で、緊急消防援助隊訓練に伴う車両輸送料や経常的な経費として1千826万8千730円を支出しております。

節12委託料で、工事に伴う設計・監理業務等や経常的な経費として4千891万8千370円。

節13使用料及び賃借料で、経常的な経費として1千182万2千321円を支出しております。

24ページ、25ページをお願いします。

節14工事請負費につきましては、庁舎外壁等改修工事のほか3件で6千472万8千400円、節17備品購入費では庁用器具等54万5千608円、節18負担金補助及び交付金では、救急救命士研修に伴う負担金等929万7千377円を支出しております。

節21補償、補填及び賠償金で9万円を支出しておりますが、これは、救急活動等に伴う賠償金でございます。

節24積立金で6千777万3千904円を備考欄に記載のとおり各基金へ積立しております。

節26公課費で、車両重量税等66万4千500円を支出しております。

項2監査委員費では3万4千400円を支出しております。

26ページ、27ページをお願いします。

款3消防費では4千407万3千83円を支出しております。内訳でございますが、高規格救急自動車更新費用などについて、項1消防施設費、目1消防施設管理費、節11役務費で2万円、節17備品購入費で4千402万283円、節26公課費で3万2千800円を支出しております。

款4公債費は8千538万4千312円を支出しております。内訳でございますが、目1元金で8千435万981円、目2利子で103万3千331円となっております。

款5予備費の支出はございませんが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費に8万9千円を充用しております。

一番下の欄になりますが、歳出合計予算現額18億6千233万3千円に対し、支出済額16億8千854万2千559円となっております。

30ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額17億578万6千円に対し、歳出総額16億8千854万3千円で、歳入歳出差引額1千724万3千円、実質収支1千724万3千円となっております。

32ページ、33ページをお願いします。

財産に対する調書でございますが、公有財産の土地及び建物につきましては、令和3年度からの増減はございません。

34、35ページをお願いします。

備品でございますが、基山分署の高規格救急自動車1台を更新しております。

36ページをお願いします。

高規格救急自動車の更新に伴い患者監視装置及び自動体外式除細動器を更新しております。

37ページをお願いいたします。

基金の決算年度末現在高でございますが、財政調整基金は1億4千122万1千374円、退職手当基金は3億9千90万5千906円、消防施設等整備基金は6億6千983万2千5円でございます。

以上、説明とさせていただきますが、何卒、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりましたが、決算審査の結果について、鈴木千春監査委員から審査報告をお願いします。

(鈴木監査委員 入室)

(鈴木監査委員)

皆様、こんにちは。

監査委員の鈴木です。それでは読み上げて報告をさせていただきます。

決算審査意見書 地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された、令和4年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算について、管理者から送付された歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、地方自治法等関係法令に準拠して作成され、会計管理者保管の証書類、その他関係諸帳簿等により本日慎重に審査した結果、正確なものであることを認めます。

令和5年7月5日 鳥栖・三養基地区消防事務組合 監査委員 鈴木 千春

(松隈議長)

鈴木監査委員ありがとうございました。

(鈴木監査委員 退室)

(松隈議長)

これより議案第12号の質疑を行います。

(大久保議員)

はい

(松隈議長)

大久保議員

(大久保議員)

20ページの歳出の2款総務費の2款1項1目あたりなんですけど、不用額が約900万でありますが、私今回が初めてですので毎年不用額がこの状況でどれくらい出ているか私が確認しておりませんので大変申し訳ございませんが、この不用額は説明もございました令和4年度のWEB会議等があったということですかね。それから、時間外とかそういう説明もありましたけど、この17億ぐらいの事業費から900万という数字が多いのか少ないのか、ちょっとそこも確認、どう思われているのか。

それと、この令和4年度の決算ですので、令和6年度に向けては、ここら辺をどのような予算立てをなさるものか、その2点をお尋ねいたします。

(西山総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山総務課長

(西山総務課長)

大久保議員のご質問にお答え申し上げます。昨年の不用額も同じく 900 万円程となっております。今年度の不用額、先ほど説明いたしましたけど、風水害等一夜で職員を招集する災害が起きますと、約100万円程時間外手当が掛かります。また今回の不用額で出たものに関しましては、救急消耗品等。これにつきましては、県からの支給により感染防護衣が、県から支給されております。その購入等がしなくてすんだと、また非常用燃料もですね、今回風水害、積雪等なく使用がなかったということで、そこも減額となっているところでございます。令和5年度の経常的経費については、同様の予算編成を行ってですね、議会の議決をいただいているところでございます。以上説明とさせていただきます。

(大久保議員)

はい

(松隈議長)

大久保議員

(大久保議員)

すいません、わたしの質問がちょっと、令和5年度はあくまでも、決算をみないとちょっとわからない、令和3年度の決算をみて、令和5年度の予算をされたと思いますので、私が質問したいのは令和4年度の決算が出ましたので、令和6年度の予算をどのようになさるご予定かをお尋ねしております。ま、このまま一般管理費だからですね、それから令和5年度も、さっき補正の中では400万か500万の減額がありましたよね。

それは、財調とかにもまた入れられると思うんですけども、そういうこともありますので、お尋ねいたします。

(西山総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山総務課長

(西山総務課長)

令和6年度の見積り試算を行っており、令和6年2月議会に上程したいと考えております。そういったものを踏まえて、今年度を踏まえた中でですね、しっかりと6年度の議会に上程したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上説明とさせていただきます。

(松隈議長)

他にございますか。

(岡議員)

はい、議長

(松隈議長)

岡議員

(岡議員)

1点だけお伺いしたいと思います。16ページでですね、款6に寄付金 一般寄付金というもので、消防事務組合等におきまして寄付金というものは大事じゃないかなと思います。その中でなにか目的があって寄付されたものか、その辺を具体的にお伺いしたいと思います。

(西山総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山総務課長

(西山総務課長)

岡議員の質問にお答え申し上げます。今回の寄付でございますが、鎗田町の住民の方が、家族の方が救急8件ほどですね、搬送されてそれのお礼ということで10万円の寄附をいただいております。

これの使用についてはですね、寄附をいただいたのが今年の2月ですので、今年度ですね、救急関係のものに使用するように考えております。以上説明とさせていただきます。

(岡議員)

はい

(松隈議長)

岡議員

(岡議員)

歳出のほうにはこれに代わるやつは出てこないわけですね。今回

(西山総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山総務課長

(西山総務課長)

歳出の方には出てきません。

(松隈議長)

よろしいですか。

(一同)

なし

(松隈議長)

では、質疑を終わります。

本議案については討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第12号 令和4年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(一同)

異議なし

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第12号 令和4年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

(松隈議長)

日程第12 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について議題といたします。

詳細説明を求めます。

(西山総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山総務課長

(西山総務課長)

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について、ご説明いたします。

①議案書の9ページをお願いいたします。

繰越明許費につきましては令和4年12月の組合議会臨時会において、補正予算第2号で議決をいただきましたが、地方自治法施行令の規定に基づきこれを報告するものでございます。

10ページをお願いいたします。

令和4年度から繰越としております救助工作車整備事業でございますが、事業費に係る予算の全額となります1億5千966万7千円を繰り越しているところでございます。

なお、救助工作車につきましては令和6年3月までの納期としております。

以上、報告とさせていただきます。

(松隈議長)

繰越明許費繰越計算書について、詳細説明が終わりましたが、これより報告第1号の質疑を行います。

ございますか。

(一同)

なし

(松隈議長)

質疑を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩) (10時49分から10時50分)

(松隈議長)

それでは、会議を再開いたします。

申し上げます。

ただいま、お手元に配布のとおり、議案第13号 鳥栖・三養基地区消防事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてが提出されました。

お諮りいたします。

この際、議案第13号 鳥栖・三養基地区消防事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第13号 鳥栖・三養基地区消防事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第13 議案第13号 鳥栖・三養基地区消防事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

(大川副議長)

議長

(松隈議長)

大川隆城副議長

(大川副議長)

この議案は、個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、議会の個人情報の保護について必要な事項を定めた、鳥栖・三養基地区消防事務組合議会の個人情報の保護に関する条例を制定する必要があるために、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

(松隈議長)

提案理由の説明が終わりました、これより議案第13号の質疑を行います。

(一同)

なし

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して、ただちに採決を行います。

議案第13号 鳥栖・三養基地区消防事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定

については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(一同)

異議なし

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第13号 鳥栖・三養基地区消防事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩) (10時55分から10時56分)

(松隈議長)

それでは、会議を再開いたします。

申し上げます。

ただいま、お手元に配布のとおり、議案第14号 鳥栖・三養基地区消防事務組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議案第14号 鳥栖・三養基地区消防事務組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第14号 鳥栖・三養基地区消防事務組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第14 議案第14号 鳥栖・三養基地区消防事務組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

(西山総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山総務課長

(西山総務課長)

議案第14号 鳥栖・三養基地区消防事務組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

⑦議案書追加文でございますが、1 ページ及び⑧議案参考資料の1ページ、2ページの新旧対照表をお願いします。

個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、議会が取り扱う個人情報が改正法の適用から外れたことで、鳥栖・三養基地区消防事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定が

必要となったことにより、本審査会を諮問先として規定すること。また、委員又は委員であった者が職務上知り得ることができた秘密を漏らした場合の罰則について、追加するものとなっております。

なお、施行につきましては、公布の日からといたしております。

以上、説明とさせていただきますが、何卒、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

(松隈議長)

以上、提案理由の説明が終わりました。これより議案第14号の質疑を行います。

(一同)

なし

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については討論を省略して、ただちに採決を行います。

議案第14号 鳥栖・三養基地区消防事務組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(一同)

異議なし

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第14号 鳥栖・三養基地区消防事務組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決しました。

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和5年8月組合議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

地方自治法第123条の規定に基づき、ここに署名いたします。

令和5年 8月 31日

会議録署名議員

鳥栖・三養基地区消防事務組合議長

松隈清之

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

森 心 林

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

宮 泉 宏典